

高病原性鳥インフルエンザの発生状況等について

秋田県横手市の採卵鶏農場で国内 1 例目の高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が 1 1 月 1 0 日に確認され、国内でこれまで 9 例 (1 2 月 1 2 日現在) の発生が確認されています。県及び市の発生防止や発生時の備えについて、下記のとおり状況を報告します。

1 国内の発生状況 (家きん)

1 例目	1 1 月 1 0 日	秋田県横手市	採卵鶏	1 4 . 3 万羽
2 例目	1 1 月 1 3 日	鹿児島県出水市	採卵鶏	3 . 8 万羽
3 例目	1 1 月 1 5 日	鹿児島県出水市	採卵鶏	1 . 1 万羽
4 例目	1 1 月 1 7 日	兵庫県姫路市	採卵鶏	1 5 . 5 万羽
5 例目	1 2 月 3 日	熊本県南関町	肉用鶏	6 . 7 万羽
6 例目	1 2 月 5 日	千葉県市川市	合鴨 (宮内庁)	3 4 0 羽
7 例目	1 2 月 7 日	埼玉県美里町	採卵鶏	1 . 7 万羽
8 例目	1 2 月 7 日	広島県福山市	採卵鶏	3 . 0 万羽
9 例目	1 2 月 1 2 日	青森県三戸町	肉養種鶏	0 . 7 万羽

※日付は疑似患畜判定日

2 県の対応状況

- ・ 1 1 月 2 日 ~ 1 2 月 1 4 日
 鳥インフルエンザ関係課連絡会 (1 2 回開催)
- ・ 1 1 月 1 0 日 ~ 1 2 月 1 3 日
 農場等へ発生情報の提供、飼養衛生管理基準の遵守徹底及び異常発見時の早期通報を指導
- ・ 1 1 月 1 5 日
 1 0 0 羽以上飼養農場への消石灰配付
 <市内 100 羽以上飼養農場>
 - (ア) (有) 福田ファーム (野石谷町) 3 5 , 0 0 0 羽 (採卵鶏)
 - (イ) 三島養鶏場 (西園町) 7 , 0 0 0 羽 (採卵鶏)
 - (ウ) 須山雉園 (斐川町) 3 0 0 羽 (放鳥雉)
 - (エ) (有) 藤増 (佐田町、知井宮町) 1 9 0 羽 (肉養鶏)
- ・ 1 2 月 7 日
 - (1) 危機管理担当者会議の開催
 - (2) 広島県からの鶏の導入状況調査着手 (影響がないことを確認済)
 - (3) 1 0 0 羽未満飼養者への消毒徹底及び希望者への消毒薬配布通知
- ・ 1 2 月 1 3 日 ~ 1 2 月 1 8 日
 1 0 0 羽以上飼養農場への消石灰配布 (県畜産振興協会から)

3 市の対応状況

- ・ 11月10日
出雲市鳥インフルエンザ対策連絡会設置（統括者：防災安全部長）
※今後の発生状況（県内、市内）に応じて下表の体制をとります。
- ・ 11月10～12月13日
出雲市鳥インフルエンザ対策連絡会において発生情報の共有及び対応準備
県出雲家畜衛生部との情報共有及び市内発生時の対応準備
- ・ トキ分散飼育センター
消毒マット、消毒槽、手指消毒器等の設置（玄関、ケージ出入口等）、車両消毒装置の設置（正門前）、消石灰散布、更衣・履物交換の徹底

下表：本市の高病原性鳥インフルエンザ発生時の組織体制

発生区分	出雲市が設置する組織		主な対応
	名称	構成	
国内	出雲市鳥インフルエンザ対策連絡会	【総括者】 防災安全部長 【組織構成】 農林水産部、防災安全部 【事務局】 防災安全課、農業振興課	関係各課の対応確認 (情報共有)
県内 ※隣県で発生し県が対策本部を設置した場合も含む	出雲市鳥インフルエンザ対策警戒本部	【本部長】 副市長 【組織構成】 農林水産部、防災安全部、総合政策部(広報)、総務部、財政部(経理、車両)、健康福祉部(健康相談) 【事務局】 防災安全課、農業振興課	上記に加え ・ 対策本部の設置準備 ・ 防疫対応準備 (動員、広報、集合同所、消毒ポイント、埋焼却場所等)
市内 ※隣接市町で移動制限区域に出雲市が入る場合も含む	出雲市鳥インフルエンザ対策本部	【本部長】 市長 【組織構成】 全部局、行政センター 【事務局】 防災安全課、農業振興課	・ 市民への情報提供、注意喚起 ※県が行う防疫業務への協力は、防疫対策本部体制で対応
	出雲市家畜伝染病防疫対策本部	【本部長】 市長 【副本部長】 副市長、教育長 【総括部】 総合政策部長、総務部長、財政部長、健康福祉部長、農林水産部長、防災安全部長 【各班】 ・ 総務（班長/総務課長、副班長/人事課長、財政課長、管財契約課長、防災安全課長） ・ 防疫対策（班長/農業振興課長） ・ 広報（班長/広報課長） ・ 保健（班長/健康増進課長） 【事務局】 農業振興課	・ 防疫対応(市は県が行う防疫業務に協力) ・ 協力する業務の例 1 発生農場等の防疫措置の協力 2 疫学調査及び周辺検診業務の協力 3 通行規制及び消毒ポイント業務の協力 4 評価に係る協力 5 住民への広報の配布等の啓発周知 6 一般住民からの問い合わせ対応

※市内で発生した場合は、「出雲市鳥インフルエンザ対策本部」と「出雲市家畜伝染病防疫対策本部」の両方を立ち上げる。「出雲市家畜伝染病防疫対策本部」は、県が行う防疫に協力する業務を行い、「出雲市鳥インフルエンザ対策本部」は、防疫業務を含む全体的な統括とともに、全庁的な対応業務を行う。